

「高齢者虐待防止のための指針」

社会医療法人 医善会
いずみ記念病院 通所リハビリテーション

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待防止は高齢者の尊厳の保持、及び高齢者の人格の尊重を脅かす深刻な影響を及ぼす事態であり、その防止に努める事はとても重要です。

本事業所では、「高齢者虐待防止」高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応等に努めます。尚、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に対する事項

1) 高齢者虐待防止委員会の設置

本事業所では虐待の防止の為の対策を検討するに当たり「高齢者虐待防止委員会」設置します。

2) 高齢者虐待防止委員会の組織

- ① 委員長の設置(室長)
- ② 副委員長(介護主任)
- ③ 介護職員(介護主任補佐)
- ④ 看護職員
- ⑤ その他(必要に応じ院長、看護部長からの助言)

3) 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。尚、虐待事案が発生した場合は随時委員会を開催します。

4) 委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関する事
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関する事
- エ) 虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関する事
- オ) 虐待防止が発生した場合の対応に関する事
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

5) 高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止担当者は室長とします。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止等の防止を図るため以下の通り実施します。

- ① 定期的な研修の実施(2回以上)
- ② 新任職員採用時の研修の実施
- ③ その他必要時な教育研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本的方針

虐待等が発生した場合、速やかに区(市)に報告すると共に速やかその要因の除去に努めます。その事実を 確認後、虐待者が職員であった場合は役職位等の如何に問わず厳正に対処します。又、虐待者が養護者であった場合には、地域包括支援センター(ケアマネジャー)へ報告します。尚、行政機関等からの調査や指導、処分等については法に従い適切に対応します。

5. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- ① 通所利用者、通所リハ家族、職員等から虐待の通報を受けた場合本指針に従って対応します。相談窓口は高齢者虐待防止担当者(室長)とします。
- ② 事業所内で虐待者等が疑われる場合、高齢者虐待防止担当者に報告し速やかな解決に つなげる様に努めます。
- ③ 事業所内における虐待者は外部から把握しにくい事が特徴である事を認識し職員は日頃より虐待の早期発見に努めると共に、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員へ早期発見に努める様に促します。
- ④ 事業所内に於いて虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認すると共、必要に応じて関係機関へ通報します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

通所利用者及びその家族に対し利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携を行い、成年後見制度の利用を支援します。

7. 虐待等に係わる苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、重要事項説明書に於いて示された苦情受付担当者(室長)に於いて受け付けます。
- ② 苦情受付担当者に苦情等の内容を精査し虐待等に関する内容が含まれている場合は、高齢者虐待防止委員会を早期に開催し報告を行います。

8. 利用者等に対する当指針の閲覧に関する事項

当指針は通所利用者及びその家族、後見人等の関係者、当事業所の職員等がいつでも閲覧する事が出来るように事業所に掲示すると共に、ホームページにも記載します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、通所利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

付則

2024年4月1日より施行します。